

【居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書】

指定居宅介護支援を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は介護保険法の定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は、要支援認定の有効期間満了日までとします。但し要支援認定から再度要介護認定となった場合、初回の契約が自動更新されるものとします。

2 前項の契約満了日の2日前までに利用者から書面による解約の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

（居宅サービス計画立案及び変更の援助及び管理）

第3条 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画書の作成開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して、利用者の心身の状態や生活環境などの情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- 4 介護支援専門員は、利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する
- 5 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題について把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

- 7 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 8 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し担当者から意見を求めます。
- 9 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

(契約の満了)

第4条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 二 利用者が認知症対応型共同生活介護又は小規模多機能型居宅介護を受けたとき。
- 三 第5条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 第6条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 五 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。
- 六 利用者が死亡したとき。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解除権)

第6条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第7条 事業者は利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第8条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- 2 この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 3 事業者は、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限りサービス担当者会議においても利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。
- 4 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については利用者及び扶養者から、予め同意を得ておきます。
 - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 5 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(記録の整備、閲覧)

- 第9条 事業者は利用者に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を満了日より5年間保存します。
- 2 事業者は、利用者又は利用者の家族に対し、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

(契約外条項)

- 第10条 本契約に定めない事項については、介護保険法他所法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

電話

署名代行者

住所

氏名 印

電話

事業者

事業者名 医療法人社団 白峰会

事業者住所 茨城県下妻市長塚48-1

代表者名 理事長 斉藤 朝海

電話番号 0296-44-2556

事業所名 介護老人保健施設 しろかね居宅介護支援事業所

事業所住所 茨城県下妻市下栗1217

管理者名 大島 幸子

電話番号 0296-30-7077

担当者 _____